



平成27年度 施政方針

「町民の目線に立ち 町民本位の町政」を

3月5日の平成27年第1回西原町議会定例会で、上間明町長が述べた平成27年度施政方針は次のとおりです。

1 はじめに

本日、平成27年第1回西原町議会定例会が開催されるにあたり、今年度の町政運営の基本となる平成27年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営にあたっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民のみなさまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて世界経済は、欧州経済における債務問題やロシア、中国経済などの減速・鈍化、また原油急落で原油輸出国が影響を受けるなど依然として不透明な状況にあります。

そのような中、我が国においては政府が昨年6月に出した成長戦略(日本再興戦略改訂版)で「ローカルアベノミクス」というキャッチフレーズと共に新たに地方創生担当相を設け、その下に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口1億人を維持していくという「長期ビジョン」と、地方を支援する「総合戦略」をまとめ、地方創生を加速するとしています。

一方、本県においては昨年11月16日に行われた沖縄県知事選挙で、米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去・県内移設断念を求めた「建

白書」の実現を求めた候補が大差をつけ当選しました。これは、私たち沖縄県民が過去の悲惨な差別と抑圧の歴史を振り返り、沖縄の子どもの未来のために、その強い意志を国内外に示したものであると考えております。

今後とも「基地経済による沖縄の自立的発展はない」というスタンスの下に、真に沖縄県民のための県政運営が求められています。

また、新たな沖縄振興計画「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)制度がスタートして4年目を迎える中で、最も厳しい本町の財政状況を勘案しつつ一括交付金を活用し、まちづくりの指針となる「まちづくり基本条例」の理念を活かした町民協働の「文教のまち西原」の実現が求められています。

私は町長就任から2期目の3年目を迎え、改めてその責任の重さを痛感しており、今後とも初心を忘れることなく町民の負託に応えるため、「町民の目線に立ち 町民本位の町政」を基本理念に、

- 一 平和なくして町民福祉なし 平和がすべての原点
- 一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進

一 町民の税金を大切に使う 算執行

一 職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくりを基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今、時代は大きな変革の時を迎えています。国も、特に21世紀初頭の3大潮流と言われる「グローバル化・世界大競争」「少子・高齢化」「高度情報化」の波を受けて、その政策のあり方が問われています。私たち自治体の自治の理念が問われています。このような目まぐるしく変化する時代の中で、私たちは新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

「改革と創造」は、私たち西原町民が等しく担うべきテーマという認識のもとに行政改革を推進し、財政の健全化、効率化を図り、西原町の確かな未来を創造してまいります。

- 平成27年度の予算編成は、極めて厳しい財政状況にあります。
 - (1) 第20回西原まつり開催
 - (2) 愛和保育園舎新増改築事業
 - (3) 西原南小学校区への児童館建設基本設計委託事業
 - (4) 沖縄県介護保険広域連合加入への取り組み

- (5) 農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業(一括交付金)
- (6) 地域型就業意識向上支援事業(一括交付金)
- (7) 農業経営支援事業(一括交付金)
- (8) 西原町観光振興事業(一括交付金)
- (9) 兼久安室線街路整備事業(シンボルロード)
- (10) 坂田小学校校舎危険建物新増改築事業
- (11) 坂田小学校校仮設校舎賃借事業
- (12) 登校支援員配置事業(一括交付金)
- (13) 文化財保存活用事業(歴史文化基本構想の策定含む) 一括交付金
- (14) 尚円王生誕600年記念事業(一括交付金)

など、主な事業をはじめ、諸施策について予算編成しました。以上、町政運営の基本姿勢及び平成27年度の予算の特徴を申し上げますが、次に執行体制と行財政の確立について申し上げます。

2 執行体制と行財政の確立

や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限移譲や一括交付金などにより、事務事業、行政需要は年々増大しています。このようなことから、国・県からの事務の権限移譲や一括交付金への対応を強化するとともに、西原町行政改革大綱を踏まえて、効率的な行政運営を推進します。また、昨年締結しました琉球大学、西原町商工会との包括連携協定により産学官相互に連携・協力を図ってまいります。なお、琉球大学附属病院・医学部の移転問題に関しては、情報収集に努め、適宜、その対応を行います。地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識のもとに、コンプライアンスやマナーの向上等に努め、明るくさわやかな住民サービスを通して親しみやすい職場づくりを努めます。また、地方分権の進展に対応し、職員のスキルアップと人材育成など一層の資質の向上と職場の活性化に向けて取り組めます。

行政運営の公正の確保や透明性の向上及び町民の権利利益保障については、行政不服審査法及び関係法令の改正に基づき、本町の行政手続・行政不服審査制度の適正な構築及び運用を図るとともに、引き続き情報公開制度・個人情報保護制度の円滑な運用に努めます。

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報正しく迅速に伝達するとともに広く町民の声を聴取し、行政と町民が情報を共有することにあります。広報活動の柱でもある広報には、町民により親しみの持てる広報誌を目指して紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも内容の充実・改善に努めます。

ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、メールマガジンなどのウェブコンテンツ、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを活用して、多様なツールを通じた広報を目指すことで町民の利便性の向上に努めるとともに、内容の充実強化を図ります。

3 「平和で人間性豊かなまちづくり」の推進

広聴活動については、各種審議会、委員会などへの町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体などとの対話を積極的に推進します。さらにEメール、町民アイデア箱、窓口相談員等の充実と活用など、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。